



奈市議第362号
平成25年4月30日

奈良市議会議長
土田敏朗様

市民環境委員長
山口裕司

市民環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議会議案第9号	奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の制定について	別紙のとおり修正可決すべきものと決定

(別紙)

議会議案第9号 奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の制定についてに対する修正案

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の制定についての一部を次のように修正する。

第12条第2項中「第5条又は第6条第1項の規定に違反して給餌によるカラス被害を生じさせたものが所有し、占有し、管理し、又は使用している土地、建物又は工作物に、」を削り、「第7条第1項」を「第7条」に改める。

(提案理由)

原案では、違法行為がみずからの所有地だけで行われるとは限らないためさまざまなケースを想定し、より丁寧な表現にしたところ、かえってわかりづらくなっていることから、簡潔な表現に修正するために本修正案を提出する。

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例（修正案）

原 案	修 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第12条 第9条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第5条又は第6条第1項の規定に違反して給餌によるカラス被害を生じさせたものが所有し、占有し、管理し、又は使用している土地、建物又は工作物に、<u>正当な理由がなく第7条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行った</u>ものは、10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 第9条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 正当な理由がなく第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行ったものは、10万円以下の罰金に処する。</p>

【参考】

(立入調査等)

- 第7条 市長は、第5条又は前条第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行のため必要な限度において、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）をして、その事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 関係人は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。